

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で状況に変化が生じ、令和2年には、特に、女性や小中高生の自殺者数が増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

国においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことなどを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。さらに、令和4年には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

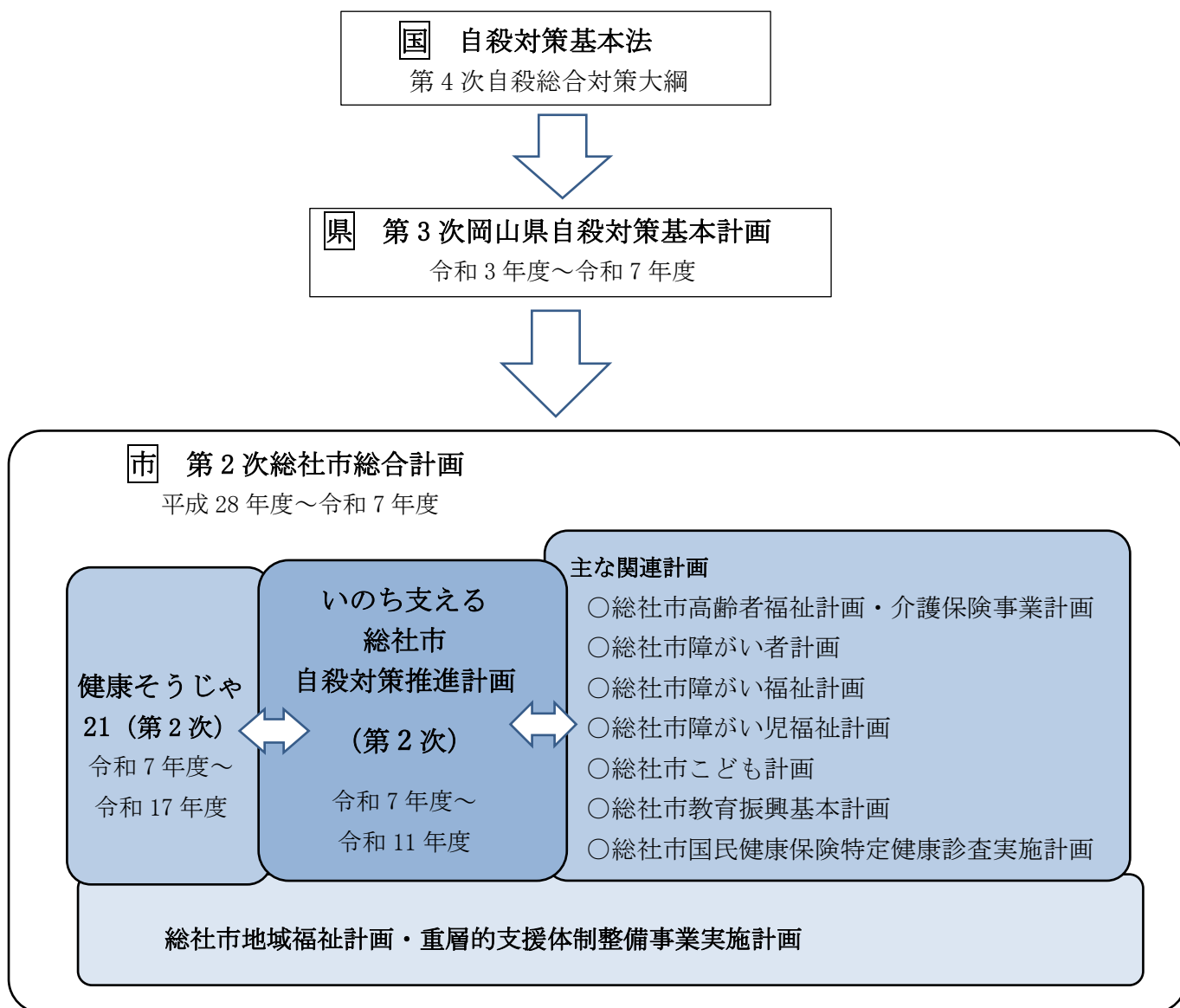
岡山県においては、平成23年「岡山県自殺対策基本計画」が策定され、平成28年3月には「第2次岡山県自殺対策基本計画」、令和3年3月には「第3次岡山県自殺対策基本計画」が策定されています。

本市では、平成31年3月に「いのち支える総社市自殺対策推進計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して」自殺対策に総合的に取り組み、数値目標として「市民一人一人の命を守り、自殺ゼロを目指す」を掲げていますが、現状では達成できていない状況です。

そのため、引き続き市全体で自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、本市における取り組みの成果や課題、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、現行の計画を見直し、「いのち支える総社市自殺対策推進計画（第2次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に基づき、第 4 次自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月閣議決定）の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、本市の状況に応じた自殺対策を、「健康そうじゃ 21（第 2 次）」やその他関連する計画との整合性を図りながら、推進していきます。



3 計画期間

本計画は、「健康そうじゃ 21（第 2 次）」計画と整合性を図りつつ、取り組みを推進するものであるため、計画期間を「健康そうじゃ 21（第 2 次）」の中間評価の年度に合わせ、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
健康そうじゃ 21 （第 2 次）											
総社市自殺対策推進 計画											